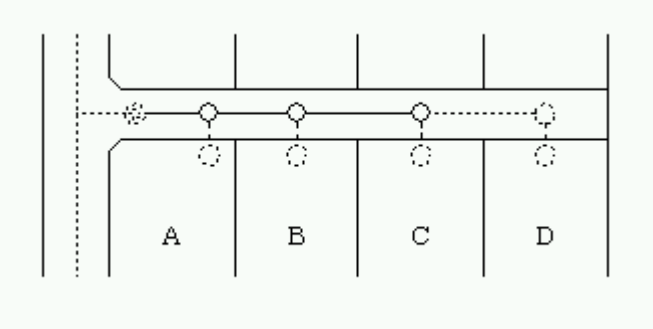
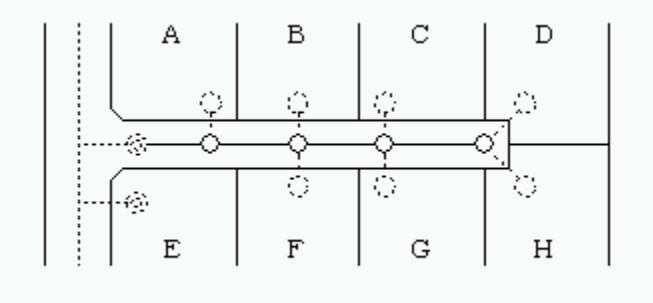
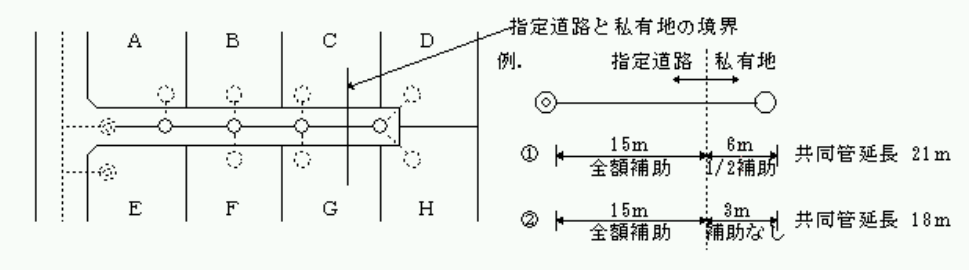


補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市下水道排水設備共同管等設置事業補助金
補助事業等の目標	諏訪市公共下水道事業排水区域内において、共同管等による排水設備を下水道へ接続することにより下水道の普及促進を図る。
補助事業等の対象者	<p>補助金の交付対象となる者は、以下に定める者とする。</p> <p>(1)排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者で次の区分による共同管等の設置義務者とする。</p> <p>ア 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者</p> <p>イ 建築物の敷地でない土地にあつては、当該土地の所有者</p> <p>ただし、当該土地については建築計画が確定していること。</p> <p>(2)共同管等を使用する(1)に掲げる共同管等の設置義務者のうちから総代人を選定した時は、その総代人とする。</p>
補助対象経費	<p>上記区域内で、以下に掲げる事業を行う場合の経費で、諏訪市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年諏訪市条例第42号)第1条に規定する公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認めたもの。</p> <p>(1)私有地内に設置する延長が20メートル以上の共同管等の設置。ただし、各敷地内への取り出しは補助対象外とする。(図1参照) 図の実線部分が20メートル以上の場合について1/2補助。実線部分が20メートル未満の場合、それが共同管であっても補助対象外とする。</p> <p>(図1)</p>  <p>(2)指定道路に設置する共同管等の設置。ただし、各敷地内への取り出しは補助対象外とする。(図2参照) 実線部分が全額補助対象。</p> <p>赤線、水路敷、旧町道、村道、認定外市道についても同じ取扱いとする。</p> <p>(図2)</p> 

	<p>(3)(2)に掲げる道路に(1)の私有地が接続する場合に設置する共同管等の設置。ただし、総延長が20メートル以上の場合に限る。延長が20メートル未満の場合は、指定道路分については、全額補助、私有地分については補助対象外とする。(図3参照)総延長20メートルという条件をつけているのは、(1)の私有地の補助20メートルという規定との整合を図るため。</p> <p>(図3)</p>  <p>※ 最終の合流柵の位置は、管理者立会確認の上決定し、公共污水柵への接続は最短とする。</p>
<p>補助金等の額及びその算定方法又は補助率</p>	<p>補助額は、以下に定める額とする。ただし、額に端数が生じた場合には千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)補助対象経費の(1)に該当する事業は、設置工事費の2分の1を補助する。</p> <p>(2)補助対象経費の(2)に該当する事業は、設置工事費の全額を補助する。</p> <p>(3)補助対象経費の(3)に該当する事業は、(図3)に表示するとおり。</p> <p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 指定道路は公道としての扱いをするため、全額を補助となる。</p>
<p>補助事業等の評価</p>	<p>実績報告及び完了検査により補助事業の内容を審査及び検査の上、担当部署により効果を評価する。</p>
<p>補助事業等の開始時期</p>	<p>平成4年1月1日</p>
<p>補助事業等の終了時期</p>	<p>平成 年 月 日</p> <p>【終期が3年を超える場合の理由】 下水道普及促進のため、3年を超えての補助が必要。</p>
<p>情報の公表の方法等</p>	<p>補助事業件数、補助金交付額、評価の内容等を諏訪市ホームページにて公表する。</p>
<p>その他</p>	<p>この基準の事業において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ下記に定めるところによる。</p> <p>(1) 排水区域とは、諏訪市下水道条例第2条第4号の区域をいう。</p> <p>(2) 指定道路とは、建築基準法第42条第1項第5号に規定するものをいう。</p> <p>(3) 共同管等とは、公共污水柵より上流で、2戸以上で設置する内径100mm～150mmの排水管と、管径の120倍以内に設置する管理用の柵及び各戸からの排水が合流する柵までをいう。(図2参照) 実線部分が共同管となる。(DとHの排水が合流する最終の柵まで)</p> <p>(4) 公共污水柵とは、市道に接する民地内に市が設置する柵をいう。</p>

(5) 取り付け柵等とは、排水管の柵より上流で、設置義務者の敷地に設置する柵までをいう。

(6) 共同管等の設置義務者(以下「設置義務者」という。)とは、上記補助事業の対象者をいうが、以下のア又はイに該当する場合は設置義務者から除くことができる。

ア 公道に接する敷地で、公共汚水柵が設置されている場合

イ 農地や空き地であり、かつ建築予定がなく取り付け柵等を設置する意思がない場合

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、工事着工日の10日前までに管理者に提出しなければならない。

(1) 共同管等の排水設備新設等計画確認申請書の写し

(2) 共同管等の位置、関係者を明記した地籍図

(3) 設置義務者全員の連名による共同管等施工届

(4) 工事見積書

(5) 他人の土地又は排水管等を使用する場合は、その者の同意書又は占用許可書の写し

(6) 指定道路に設置する場合は、道路位置指定証明書

(7) その他管理者が必要と認める書類

申請者は、共同管等の排水設備等工事検査済書の交付後30日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 共同管等の排水設備等工事検査済書の写し

(2) 工事写真

(3) 補助事業に係る下水道指定工事店の領収書の写し

(4) その他管理者が必要と認める書類

管理者は、補助金の交付決定から3年経過しても事業が完了しないときは、補助金の決定を取り消し、又はすでに補助金を交付した場合にあっては、下記(1)または(2)に該当すると認めるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この基準に違反したとき。

(2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

諏訪市下水道条例第9条に規定する検査に合格した共同管等の維持管理は、申請者が共同で行うものとする。

補助金交付の条件は下記に定めるところによる。

(1) 原則として補助対象工事の完了と同時に水洗化すること。

(2) 供用開始区域内であること。

(3) 市税及び下水道受益者負担金等の滞納がないこと。

(4) 新規接続希望者がある場合は、拒否しないこと。

(5) 将来市道として整備し直す場合は、地権者の費用負担で本管と同等の工事を行うこと。

(6) 供用開始区域に編入後、農地等を宅地開発し造成された宅地等の取付け道路については、その種類の如何を問わず補助対象としない。

(7) 共同管の補助対象には、付帯工、仮設工、移転補償等は含まない。

(8) 設置義務者が各敷地内に設置する取り付け柵等について、同一敷地内に個人都合で個数を増設することにより排水管の柵数が増える場合、増設分は補助対象としない。また、同一

	<p>敷地内に複数の取り付け柵等を設置する申請をした場合は、その申請が 2 戸以上の排水が合流する最後の柵であるという条件を満たす目的であってはならない。ただし、技術的な理由による場合はこの限りでない。</p> <p>(9) 管径の 120 倍を越える距離で排水管の柵が設置される場合、中間柵の設置については補助対象とする。</p> <p>(10) 当該補助は、補助対象経費(1)～(3)に該当する個所につき 1 回限りとし、追加は認めない。</p>
<p>提出書類</p>	<p>(1) 補助金等交付申請書(様式第2号)</p> <p>(2) 補助事業等実績報告書(様式第5号)</p> <p>(3) 共同管等の排水設備新設等計画確認申請書の写し</p> <p>(4) 共同管等の位置、関係者を明記した地籍図</p> <p>(5) 補助金交付対象者全員の連名による共同管等施工届</p> <p>(6) 工事見積書</p> <p>(7) 他人の土地又は排水管等を使用する場合は、その者の同意書又は占用許可書の写し</p> <p>(8) 指定道路に設置する場合、道路位置指定証明書</p> <p>(9) 共同管等の排水設備等工事検査済書の写し</p> <p>(10) 工事写真</p> <p>(11) 補助事業に係る下水道指定工事店の領収書の写し</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 水道局 施設課 下水道係</p>